

雨水タンク補助制度 のお知らせ

雨水を使ってみませんか？

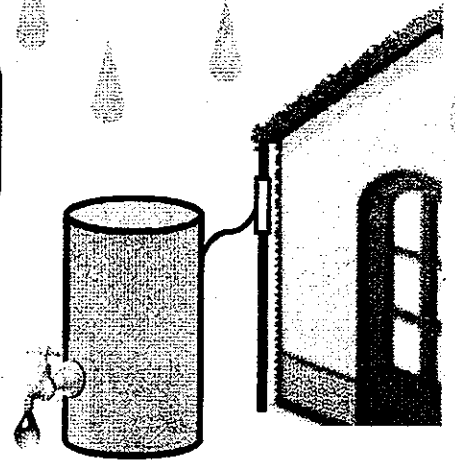
雨水タンクとは、屋根に降った雨をためて、草花への散水や掃除、洗車等に使うものです。大雨時に各家庭で雨をためることで、市内の浸水対策にもなり、災害が起きた際の非常用水としても役立ちます。

対象者

雨水タンクを購入し、市内に設置された方
(市税・下水道事業受益者負担金・下水道使用料を滞納していないこと)

補助要件

- (1) 直接雨どいに接続し、耐久性があり、地上に設置できるもの
- (2) ふた付きで、雨水以外のものを流入させないもの
- (3) 貯留量が1基につき70リットル以上のもの
- (4) 「茅ヶ崎市まちづくりにおける手続き及び基準等に関する条例」の規定により設置された貯留施設でないもの



雨水貯留タンク設置イメージ

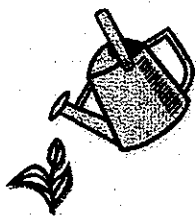
補助金額

(本体購入費＋設置費)の1/2
(ただし、一戸あたり2基までで、1基につき3万円が上限)

提出書類

雨水タンクの購入日から3か月以内に以下の書類を提出してください。

- (1) 補助金交付申請書(市ホームページでダウンロード可)
- (2) 案内図(設置した家屋等の位置がわかるもの)
- (3) 平面図(宅地内の設置場所)
- (4) 構造を確認することができる書類(製品のパンフレットの写し等)
- (5) 領収書の写し(商品名が記載されている領収書)
- (6) 設置後の状況を確認することができる写真(近景及び遠景)
 - 〔 遠景：配置場所が特定できるのもの 〕
 - 〔 近景：雨樋から直接つながっていることが確認できるもの 〕
- (7) 補助金請求書(市ホームページでダウンロード可)



詳しくは、市ホームページまたは担当課までお問い合わせください。

※集合住宅にお住まいで設置をご検討の方は、事前にご相談ください。

下水道河川部下水道河川建設課 水環境担当

Tel : 0467-82-1111 (内線 2644・2645)

Fax : 0467-89-2916

E-mail : gesuikensetsu@city.chigasaki.kanagawa.jp